

京都市教育委員会教育長訓令甲第2号

事務局

京都市教育委員会事務局事務分掌細則の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

第2条教職員給与課の款7号中「及び教職員人事課の」を削り、同条教職員人事課の款に次の1号を加える。

(7) 課内庶務に関すること。

第3条学校指導課の款第13号中「、課内及び開晴小中学校教育企画推進室の庶務」を「及び課内庶務」に改め、同条開晴小中学校教育企画推進室の款を削り、同条総合育成支援課の款第5号中「課内庶務」を「課内及び白河総合支援学校分校開設準備室の庶務」に改め、同条総合育成支援課の款の次に次の1款を加える。

白河総合支援学校分校開設準備室

(1) 白河総合支援学校分校の開設に係る企画及び立案に関すること。

(2) 白河総合支援学校分校の開設に係る調査及び研究に関すること。

(3) 白河総合支援学校分校の開設に係る学校及び関係機関との連絡調整に関すること。

第3条情報化推進総合センターの款第10号及び第11号を削り、同款第12号を同款第10号とする。

第5条第16号中「部内庶務」を「部内、生涯学習総合センター及び図書館の庶務」に改め、同号を同条第17号とし、同条第15号の次に次の1号を加える。

(16) 生涯学習総合センター及び図書館（京都市図書館条例第1条に規定する図書館及び京都市久世ふれあいセンター条例第1条第2項第2号に規定する図書施設のことをいう。以下同じ。）に関すること。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)